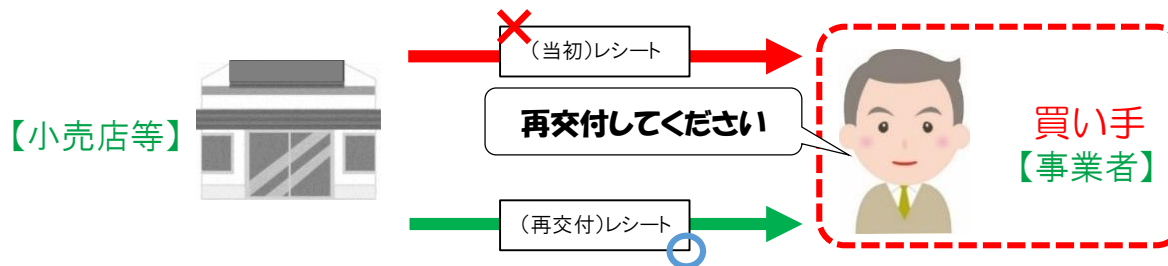


誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合

- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。
- 例えば、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。

＜事例＞〔軽減税率(8%)が適用される商品(飲食料品：税抜価格10,000円×5点)について、標準税率(10%)が適用された場合の税込価格55,000円で販売していた場合〕



(当初) 買い手が受領したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店 TEL 03-XXXX-XXXX 20XX年12月02日(月)13:45			
飲食料品	5点 @10,000	50,000円	
	8%対象計	0円	
	外税額	0円	
	10%対象計	50,000円	
	外税額	5,000円	
	合計	55,000円	
	⋮		
* は軽減税率対象品目			

(再交付) 買い手が受領したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店 TEL 03-XXXX-XXXX 20XX年12月02日(月)13:45			
飲食料品*	5点 @10,000	50,000円	
	8%対象計	50,000円	
	外税額	4,000円	
	10%対象計	0円	
	外税額	0円	
	合計	54,000円	
	⋮		
* は軽減税率対象品目			

適正な税率(8%)で再交付を受けたレシートに基づき記帳

仕 入			
20XX年 月 日		摘要	借方
12	2	飲食料品 ※	54,000

※ 軽減税率対象品目

適用税率の誤り
による税込対価
の誤り
→「追記」は不可